

公 表 第 1 1 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市議会議長、久留米市長、久留米市教育委員会委員長、久留米市選挙管理委員会委員長 及び 久留米市企業管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成25年12月26日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	秋 吉 政 敏
久留米市監査委員	塚 本 篤 行

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成25年度

部局名：都市建設部

指摘事項等			措置状況
指摘事項	事務監査	審議会等事務 防災会議委員の交代に伴う解任の手続が行われていないものがある。	規定に基づき、適正に委員の解任の手続きを行うなど、適正な事務処理に努めております。
指摘事項	財務監査	契約事務 市営住宅に係る修繕について、決裁がないままに見積り徴取等の手続が行なわれているものがある。	修繕発注の運営を見直し、決裁後に見積り徴取を行うなど、適正な事務に努めております。
指摘事項	財務監査	財産管理事務 行政財産使用料について、誤って使用料を少なく算出しているものがある。	行政財産使用料の算出額を改めて確認した後、調定額の更正を行い、出納閉鎖期間内に納付を終えております。 使用料の算出にあたっては、誤った額を算出しないよう、計算式の内容を定期的に確認し、適正な事務処理に努めます。
指摘事項	財務監査	財産管理事務 行政財産使用において、決裁がないままに使用料を分納で徴収したり、連帯保証人が必要であるのに不要としているものがある。	使用料の分納を許可する際には、久留米市行政事務提要をはじめとする諸規定に沿って決裁を行うとともに、連帯保証人を付ける必要の有無についても、諸規定を十分確認した上で、規定に沿った決裁を行います。